



宮親保指令第1号3
令和4年4月26日

株式会社高尾薬舗
代表取締役 高尾 雅仁 殿

宮崎市長 清山 知憲



児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、令和4年4月20日付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の9第1項の規定により、令和4年5月1日をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第19条の14及び法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の34に規定される内容に変更があった場合には、10日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和23年法律第205号）、健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 法第19条の10第1項の規定に基づき、令和10年3月31日までに指定の更新を受けること。
- 4 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第466号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|---------------|
| まなべる薬局 知恵所 | 宮崎市大塚町宮田2844番 |

(裏面)

※ 医療機関が、以下に掲げる規定に基づき処分を受けた場合は、指定医療機関の指定を受けた宮崎市長に対して届け出る必要があります。

- 医療法第 24 条、第 28 条、第 29 条
- 健康保険法第 95 条
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項